

〔倭名類聚抄五〕安藝國略○註 管八略○註 沼田奴太 賀茂 安藝 佐伯佐倍 山縣夜萬 高宮太加 高田三也  
太加 沙田高須多、今沙  
太 沙田作豐止與太

○按ズルニ、沙田ハ本書郷名ヲ記セル條ニ、豊田郡ヲ掲ゲテ、沙田ノ稱ナシ、  
〔延喜式民部〕安藝國上管 沼田高宮 賀茂 安藝 佐伯 山縣  
高田 沙田○中略 右爲遠國

〔伊呂波字類抄安國〕安藝國山陽 上八郡  
沼田ヌマタ 賀茂カモ 安藝 高宮タカミヤ 佐伯サヘキ 山縣ヤマカタ 高田 吉積

〔易林本節用集下〕安藝州 上管八郡略○中 沼田、高田、豊田、沙田、賀茂、佐伯、安藝、高宮、嚴島郡外  
〔藝藩通志安藝〕郡邑建置沿革考

安藝國郡を置こと古今大抵八郡なれど、其名其地は同じからず、略○中 其次第を考るに、東を首として左旋して北東に終る、右の沼田郡は國の極東にありて、賀茂安藝に續て西す、中古安藝郡を分て二郡とし、南を安南郡、北を安北郡とす、佐伯郡を分て二郡とし、東を佐東郡、西を佐西郡とし、沼田を廢して豊田に併せ、高宮を廢して高田を廣くす、されど八郡の數は變せず、嚴島棚守家に藏せる長元永承間の國解、みな安南、安北、佐東、佐西の郡名を載て、沼田、高宮は見えず、其時既に八郡たり、蓋二大郡を分ちて二小郡を廢し、戸口の多寡を均くせるにや、但故府田所家に藏保安比の免田牒に、吉田郡ありて、沼田郡なければ、九郡とす、又豊田郡、樂音寺古神名帳には、沼田、吉田二郡俱に存し、餘郡猶八名あれば、そのかみ十郡の制亦證とすべきに似たり、然に吉田郡は他書に見へず、おもふに高宮の名忌み避ることありて、一時權に置き、易ふるに吉田を以せるにや、今高田郡の内に吉田村あり、即古の高宮郡の地たり、寛文四年、郡名復古の命ありて、安南、安北、佐西、佐東の稱を止めて、安藝、佐伯とし、沼田、高宮の名も再出て各一郡となりければ、和名抄所載八郡の稱には腹しけれど、安北は高宮となり、佐東は沼田となりければ、安藝、佐伯二郡は、各その故境の